

## 高浜町議会基本条例に係るパブリックコメントの実施結果について

### 1. 概要

高浜町議会基本条例の制定にあたり、広く町内外の皆様からご意見を募集したところ、5人の方から44件のご意見を頂戴しました。

この度、頂戴したご意見の内容及びそのご意見に対する高浜町議会の考え方をまとめましたので、次のとおり公表します。

### 2. 意見募集の概要

募集期間：令和4年10月14日（金）～10月28（金）までの15日間

募集方法：直接持参、郵送、ファックス、電子メール

周知方法：高浜町議会ホームページ掲載、チャンネルOデータ放送及びメール配信、  
10月17日に開催した基本条例説明会及び議会見学会並びに議会事務局窓口での配架

### 3. 結果

(1) 意見数 5人（44件）

(2) 意見の提出方法

内訳	直接持参	0人
	郵送	0人
	ファックス	0人
	電子メール	5人（44件）

(3) 頂戴ご意見及びご意見に対する高浜町議会の考え方

番号	該当条項	該当箇所	意見内容	回答
1-1	前文	前文1～2行目	2行目まで不要	高浜町の歴史的背景を記述した部分であり、パブリックコメント案（以下「原案」と表記）通り必要と判断します。
1-2	前文	前文5行目	「対等の代表機関の一つとして」とあるが、他に何かあるのか	地方自治体は、首長（町長）と議会をともに住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとっております。 （代表機関は町長と議会）
1-3	前文	前文6行目	「かつ達な」を闊達と表記し、解説でその意味を「度量が大きくて、小さな物事にこだわらないさま」と書く	「闊達」の「闊」が常用外漢字であり、他の自治体の議会基本条例でも「かつ達」と表記しており変更しません。 また「自由かつ達」は一般的に使われる言葉であり解説は不要と判断します。
1-4	前文	前文11行目	誓いでは心情的な描写に捉えられるので、目指しが良い	議会が町民に対する意思を示す部分であり「目指し」よりも「誓い」が適切であると判断します。
1-5	第1条	（目的）4行目	住民福祉とあるが、ひとつの単語として理解されるのを防ぐため、住民の福祉とすべき。	地方自治法でも「住民の福祉」との表現が使われておりますので「住民の福祉」に修正します。
1-6	第1条	（目的）5行目	寄与することよりも「貢献」とか「役立つ」の方がソフトで受け入れやすい。住民の福祉の増進を図るのは地方公共団体で議会はその一役を担うので。	議会は地方公共団体の機関であり「寄与する」で適切であると判断します。
1-7	第3条(1)	（議員の活動原則）	第3条の(1)言論の府 ここも優しく「議論によって物事を決める場」とするか解説に入れる。	「言論の府」は一般的に使われる言葉であり意味の解説は不要と判断します。
1-8	第4条	（議員の政治倫理）	倫理的義務という文言をかみ砕いて、「倫理をわきまえた行動を行う義務」とかに。	「倫理的義務」の文言についてのご指摘を踏まえ、逐条解説の中で「倫理をわきまえた行動を行う義務」との表現の文言を追加します。 （以下、逐条解説） 「高浜町議会議員政治倫理条例」の規定に基づき、議員が倫理をわきまえた行動を行う義務が課せられていることを自覚し、議員に品位を保持する識見を養うことを求めています。
1-9	第4条	（議員の政治倫理）	識見も「正しい判断を下す力」と柔らかく。	「識見」は一般的に使われる言葉であり表現の変更は不要と判断します。
1-10	第5条	（町民と議会の関係）	「請願及び陳情を」を「町民の訴えや要求を」に。本文では「政策提案と位置付け」に対し、解説は「政策提言との位置付け」。政策提言として捉え、として次の文書につなぐ。請願とは役所に(文書で)願出ること。陳情とは実情を述べて善処してもらうよう願うこと	「請願」は地方自治法に定められた制度の表記であり、これの表現を変えることは適当ではないと判断します。 また「陳情」は制度としての明確な法的根拠はありませんが、高浜町議会では「請願」に準じた取り扱いをする制度として運用しており、これの表現を変えることも適当でないと判断します。
1-11	第6条	（町長等との関係）	なぜ町長等を先に書くのか	第3章町民と議会の関係、第4章町長等と議会の関係にあるように「〇〇と議会の関係」というように議会側から見る表現としています。

(3) 頂戴ご意見及びご意見に対する高浜町議会の考え方

番号	該当条項	該当箇所	意見内容	回答
1-12	第6条	逐条解説	「質問できる権利を付与するものです。」⇒「問い返すことです。」	「反問することができる」は反問の権利を付与することを意味しており、権利を付与するとの解説は必要と判断します。
1-13	第9条	逐条解説	議決事件の拡大⇒解説で「議決事件とは、議会の行う議決の対象となる事項や事柄のこと」	「議決事件」について逐条解説に以下の説明を追記します。 (以下、逐条解説に追加) 「議決事件」とは、本会議において議決する必要がある内容であり、地方自治法第96条1項に15項目規定していますが、2項で他にも条例により議決事件として定めることができると規定しています。
1-14	第10条	逐条解説	「自由かつ達」⇒「自由闊達」前述と同じ	1-3と同様
1-15	第12条	(災害時の対応)	「災害時の対応」について、不要ではないか	第5章には第10条から第12条までの条文があり、それぞれの見出しとして記載しており必要と判断します。 ※第6章は第13条のみであり見出しは不要
1-16	第13条	(議会改革の推進)	「改革に継続的に」⇒「改革を継続的に」	文脈上「改革に」が適当と判断します。
1-17	第19条	(予算の確保)	(予算の確保)の前に改行して次ページにする。	パブリックコメントで掲載した紙面のレイアウト(1枚当たりの行数の関係)の問題であり改行は不要です。
1-18	第20~21条	(議会議務局員の任命) (事務局体制の充実強化)	別途細則でよい	議会の機能強化のため重要な事項であり条文に記載する必要があると判断します。
1-19	第22~23条	(議員定数) (議員報酬)	別途定めると省略して	議会の重要な事項であり条文に記載する必要があると判断します。
1-20	第24条	逐条解説	「最高規範」とは解説で「判断・評価・行為などの規則・基準」と書く	条文で「最高規範」としての位置付けが明確であり、解説の記載は不要と判断します。
1-21	その他	条例全体について	要は全体的に法律用語が多く、一般庶民がいちいち辞書片手に用語の説明を見ることは、面倒くさくしてしまうと思うので、折角住民全所帯に知らしめるのなら、解説を多くして分かりやすくしてほしい。	条例の条文であり、法律用語などの使用もやむを得ない面があります。できる限り分かりやすい表現で記載しており逐条解説も作成しておりますのでご理解願います。
1-22	その他	運用について	1) この条例を厳守するための方法は、また反した時の措置は 2) この条例を有権者約6,000人に周知させる方法は 3) この条例は自らの手枷足枷となるとは考えず、襟を正して議員の行動を見直し、活動をより増進するためのルールと捉えていただきたい。 4) 絵に描いた餅にならないように施行規則や要綱を作成するののも一つの方法だと思う。	1) 第24条2項で行う研修会実施ならびに第25条1項、2項の達成されているかの評価と結果の公開によります。あくまで自律的なものであり反した時の措置は規定されていません。 2) ホームページに全文を掲載します。また「議会だより」等様々な手段で周知します。 3) 貴重なご意見として参考にさせていただきます。 4) 必要に応じて検討します。
1-23	その他	条例全般について	1) 学識経験者の活用について 専門分野は細分化しており、一般常識だけでは対応できない事項もあるため、議会運営に専門の知識を持つ経験者を招き、スムーズな運用ができるよう研究が必要と考えます。そのような文言も加えてはどうか。 2) 住民主体の政治するには、役場の小遣いではなく区長の主体的な活動を促進することが望ましい。そのためには権限をより強化するために区長との連携という文言があっても良いのではないかと。	1) 必要性は理解できます。条例策定の段階では類似の規定について検討もしましたが時期尚早と判断しました。今後の課題とします。 2) 町民の意思を町政に反映させる手段として、区長との連携は重要です。しかし連携手段など現時点で明確なものがないことから条文に盛り込むことはできないと判断します。今後の課題とさせていただきます。

(3) 頂戴ご意見及びご意見に対する高浜町議会の考え方

番号	該当条項	該当箇所	意見内容	回答
1-24	その他	選挙の在り方について	<p>1) 議員全員のプロフィール紹介を一覧にまとめ、その為人を選考の一助としたい。</p> <p>2) 選挙期間を有効に活用するため、選挙カーで町内を駆け巡り名前を連呼するだけでなく、被選挙人の信条や理念を披露できる討論会や講演会の開催を希望します。</p> <p>3) 立候補者の中からふさわしいと思う人を選ぶとき、自分の考えにより近い人を選ぼうとするとき、高浜町の抱える大きな課題について候補者全員の考え方が一覧で判るものがあれば有り難い。</p> <p>4) 投票行動は町民の唯一の政治参加であり権利でもある。自分の意思を政治に反映できる機会です。しかし残念ながら投票率は年々減少の傾向にあります。政治に興味・関心を持つ時期は、やはり時間と金銭に余裕のできる60代からになるであろうが、若者の政治離れを抑制し、せめて8割の有権者が参画できる町政でありたい。期日前投票の増加はよい傾向であるが、より促進するため誰もが持つ通信機器を活用した電子投票などの方法を思案していただきたい。</p> <p>5) 議員と語る会も出席者が少なく効率が悪い。町民の体質の性にしがちだが、基本的に民主主義に慣れていないだけだと考える。本来の民主主義は、自治活動から始まる。より身近な課題をどうしたら解決できるか、議員も加わってサポートしていくことができれば、身近な政治になると思う。</p> <p>6) 町民の想いは、何時誰がその課題を解決してくれるかを知りたいのであって、検討しますという回答は「しない」に等しい。今はできない。5年以内に実施する。明確な返答を望む。マニフェストは理想郷で乞食のお粥とおなじ。</p>	町議会議員選挙のあり方などに関する貴重なご意見として参考にさせていただきます。
1-25	その他	議員の資質について	<p>当事者には耳の痛い話になるが、議員報酬が欲しくて立候補する人はいないと思う。世のため人のために尽力しようと立ち上がったのであろうし、ましてや私利私欲が目的であろうはずがない。自分の生活に精一杯の人が高浜町の将来を考える余地は少ないと考える。議員の信条や理念とともに自己資産の公開も検討に加えていただきたい。</p>	<p>議員の信条や理念については選挙の際に発行される選挙公報などで公開されるものと考えます。</p> <p>自己資産の公開については必要性・実効性などについて検討いたします。</p>
1-26	その他	議会のホームページについて	<p>議員のプロフィールの写真が小さい。信条や好きな名言についてもできれば載せてほしい。</p>	<p>プロフィール写真について検討します。</p> <p>信条などについては選挙公報などで公開されるものと考えます。</p>
2-1	第1条	(目的)	<p>&lt;意見&gt; 条例の目的等については、以下の記述に変更されては如何でしょうか？</p> <p>&lt;理由&gt; 町長と議会の関係が第3章、町民と議会との関係が第4章に規定されているため、より、議会基本条例の目的等を明確化するため、二元代表制の下で、議会の役割を明確化した以下の案に修文されては如何でしょうか？</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、町民及び町長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、町の意思決定機関である議会が、町民の付託にこたえ、町の持続的で豊かな住民福祉の増進の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念) ※案</p> <p>第2条 議会は、町の議事機関として、その議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとします。</p>	<p>ご意見の「二元代表制の下、町民及び町長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより」では、議会基本条例全体の規定を表していないため「議会および議員の基本的事項を定める」との原案の記述通りとします。</p> <p>また、ご意見の(基本理念)は、原案第2条(議会の活動原則)の規定に表現されており追加の記述は不要と判断します。</p>
2-2	第10条	(自由討議による合意形成)	<p>&lt;意見&gt; 第5章 議会運営の第10条(自由討議による合意形成)の項が設けられ「議員間討議」を記述されていますが、以下の表現に修文しては如何でしょうか？</p> <p>&lt;理由&gt; 議員間討議による政策検討会とした方が、町民には、より判りやすいため。</p> <p>(自由討議による合意形成：政策討論会)</p> <p>第10条 議会は、町政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、「政策討論会(議員間討議)」を開催し、議論を尽くし、合意形成に努めなければならない。</p>	<p>第10条では、議案の審議に際して、必要と認められる議案については議決の前に議員間討議を行うことを規定しています。(これまでの議案審議は提案者に対する質疑のみで議員同士の討議は行われていない)</p> <p>従って、「議員間討議」は政策を討論するということではなく、提案された議案の審議の中で、可決するのか否決するのか、あるいは修正するのかといった結論を出すために議員間で討議することの規定であり、原案の記述通りとします。</p>

(3) 頂戴ご意見及びご意見に対する高浜町議会の考え方

番号	該当条項	該当箇所	意見内容	回答
3-1	第2条	(議会の活動原則)	議会基本条例(案)が制定されるに至ったことは、住民にとって大変いいことだと思います。ただ、議員各位(今後議員になられる方を含め)がこの内容について余程理解し、且つ実行を伴う行動に移して貰わなければいったい何の条例だったのか?と思われてしまいます。まず主権者住民の負託に応えた優れたまちをつくるのが目的であり、その為には住民の多様な意見を的確に把握し町政に反映できる様務めること(2章2条5、6等々、やはり議決機関として十分議論を尽くす(2章3条 1)という部分が住民に見える形で示されない限り、前途多難と思われれます。	「議決機関として十分議論を尽くすという部分が住民に見える形で示されない限り前途多難」とのご意見はもったもなことです。このため原案の第2条で議決結果に対し町民に説明責任を果たすことを規定しており、ご意見も踏まえて議会活動を行います。
3-2	第3条	(議員の活動原則)	2章3条4 説明責任を果たすですが、同1、2の議員が十分資質向上に努めない限り、かなりのハードルと思われれます。住民が今議会への関心の低さと理解の欠如が何故なのか?を紐解くことが大事で、これまでいったい議員は住民の為に何をしてくれるの?という願望だけが優先し、理解を深めようとする努力が住民側にも欠けていたことは否めません。今後、開かれた議会を目指す為の私の考えを以下述べますが、あくまで私見ですので出来ないこと難しいことだと思いますが、一考して下さい。	以下、ご意見について回答します。
3-3	その他	議会に対して	1. 附帯決議をやめては? 何ら行政側に義務を生じない困らないこの議決、修正案で対抗できないのでしょうか?難しい問題については継続審議とか臨時議会等で十分の審議をし、その形を住民に見せるべきだと思います。	議会は合議制機関であり、議員の議論の結果、過半数の議員の意思が結果として出てきます。附帯決議をしないと継続審議にするとかについてあらかじめ決めておくことは出来ません。
3-4	その他	議会に対して	2. 予算案とか補正予算に一括に含まれる各々の予算に対し、部分的に反対でも一括ではいろいろ他に支障が出るので賛成。これって行政側の策略で一部否認でも大まか賛成で終わる。何とか是正出来ないものか?そこが住民には不満で、事前に予算案を熟読検討されている議員は可笑しいと思われる部分を住民に示し意見を求めるのが筋。これが少し歯がゆい問題。	個々の予算について反対であれば、その予算だけを削除して議決することは可能です。予算案について住民に意見を求めることは大切であり、議会基本条例の規定の重要な部分です。
3-5	その他	議会に対して	3. 一般質問で理事者側へ提案や要望を実施した場合、次回には必ずどうして貰えたかやどう扱って貰ったかを確認し、住民へそれなりの返答をすべきでは。	議員個人の議会活動の中で判断されることであり、議会基本条例の条文には必要ないと判断します。
3-6	その他	議会に対して	4. 国会でも大いに取り上げられましたが、それが地方議会ではとても難しい問題なのです。障がい者への配慮ですが、もしそういう方が議員になられた場合の議場や傍聴席等の構造上の問題と、車椅子を想定しただけで今の議場では無理です。また介助者が必要な場合とか手話等必要な時、相当な困難な問題があります。今後の課題だと思います。	現在の高浜町議会の議場は傍聴席も含め車椅子の対応はできていますが、手話等も含めて課題はあります。今後の課題とさせていただきます。
3-7	その他	議会に対して	5. 議会の開催について。かねがね要望してありますが議会の土日とか夜間の開催、また出張開催とか出来ないのでしょうか?せめて常任委員会だけでも。かなりハードル高いと思いますが、平日勤めを持つ若者や学生、主婦等が参画できる環境をつくり、日曜に子供連れで議会傍聴なんて素敵じゃないですか?年中議会を打ち出している自治体もありますが、〇〇についてのみ町民参加型で意見交換会を催すとか、ただ行政とコンサル中心のワークショップでなくて本当の住民の極々普通の考え意見を発信できる場を設けてはどうかと思います。	議会基本条例の条文審議の過程では、議会の土・日、夜間開催や議案の審議に町民が発言できる制度の導入についても検討しましたが、実現のためには課題も多く、条例の条文に盛り込むことは見送りとなりました。今後の課題とさせていただきます。
4-1	前文	前文	前文中、2つ目の最後の行に「町長等執行機関の監視機能と政策立案機能を強化していかねばならない。」の箇所は、表記の基本からすれば「町長等執行機関の監視機能及び政策立案機能を強化していかねばならない。」という表現では?	ご意見に基づき、「と」を「及び」に修正します。
4-2	第7条第1項	(町長等による政策等の形成経過の説明)	「町長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という)について、」の箇所は、「計画、政策、施策、事業等」の個別の内容が並列しているのならば、表記の基本からすれば「計画、政策、施策及び事業等」という表現では?	この政策等は、町長が議会に提案する全ての内容を含むものとして規定しており、「計画、政策、施策、事業」以外の事項も指しているため、原案の表記が正確です。  *「計画、政策、施策、事業等(等は事業のみに掛かっている)」の4つの語句を繋ぐ場合はご意見の記述が正しくなります。

(3) 頂戴ご意見及びご意見に対する高浜町議会の考え方

番号	該当条項	該当箇所	意見内容	回答
4-3	第7条(4)	(町長等による政策等の形成経過の説明)	「町民参画の実施の有無と内容」の箇所は「町民参画の実施の有無及び内容」と表記するのは？	ご意見に基づき、「と」を「及び」に修正します。
4-4	第24条	(最高規範)	見出しは、「最高規範」とありますが「最高規範性」の方が「第9章最高規範性で見直し手続き」からも統一感があると思いませんか？	ご意見に基づき「最高規範性」に修正します。
4-5	第24条	(最高規範)	第24条中、「最高規範」とありますが、意味としては「最高の行動指針」ということであれば、法の規則と一致する面もあり、表現として「最高の規範」という言葉にした方がよく理解されると思います。	ご意見に基づき「最高の規範」に修正します。
5-1	第7～8条	(町長等による政策等の形成経過の説明)(町長等の予算及び決算における政策説明資料の説明)	基本的な条文は素案通りでよいと思います。 第7条と第8条を運用するにあたっては、予算案審議時において、大規模工事関係や新規業務委託関係については、予算根拠説明書や持続可能で将来性があるという根拠を提出、公開すべきと考えます。 以下のような内容の提案説明書を議会が指定した案件について議会へ提出することを求めるべきです。 ・総合計画との整合性 ・工事・事業の予算根拠書 ・予算説明資料の公開 ・発注予定先、調達方法 ・費用対効果評価 （リスクヘッジマネジメント含む） ・事業の遂行定期的フォロー （PDCAの方法） 以上のような項目を求め予算案や議案の審議に活かしていただきたいと思えます。	第7条と第8条の運用に際して参考にします。
5-2	第15条	(議員研修の充実)	議員の研修の充実について触れられていますが、議員の政務調査、視察についての報告の公開の必須も条文の中で形にするべきと考えます。	「高浜町議会政務活動費の交付に関する条例」の条文との関連と事務負担の課題もあり、今後の課題とさせていただきます。
5-3	第16条	(議会広報の充実)	情報公開について、条文では多様な広報手段とありますが具体的にYoutubeやSNSなどと盛り込み、将来的なネットでの広報活動への道筋を示すために必要と考えます。政務調査活動費の収支報告書のネット公開も明文化すべきです。	具体的な手段（SNS等）を記載しますと、広報媒体を変更する度に条例の変更が必要となり硬直的になることも考えられるため条文は原案の通りとします。 SNS等を活用した広報は現在、導入に向けた検討を進めております。政務活動費の収支報告書のネット公開については5-2で回答した通りです。
5-4	第25条第2項	(見直し手続)	見直し手続、評価検討についてですが、議員以外にも町民や外部の専門家も入れるなど、第三者の視点も入れていくことを明文化すべきです。	町民や外部の専門家を入れた評価を実現できるかは不確実であり、原案に明文化することは時期尚早と判断します。